

8月の手話教室のご案内 (定例)

日時：9月14日(木)・9月28日(木)

10:00~11:00

場所：倉吉市人権文化センター 内容：日常会話・手話歌

初めての方も
大歓迎!!



後期 日本語学習会のご案内 (定例)

この学習会は、中部地区にがくしゅうかいくらすちゅうぶちく外国にがいこくルーツのある方が、かた日常生活に

必要な日本語を学ぶ場所です。学習だけでなく、ひつよう交流活動も行っています。にほんご まな ばしょ がくしゅう こうりゅうかつどう

ぜひお気軽にお越しください! (子どもと一緒に参加OK!)

ひ 日 9/6 ・ 9/20 じかん 時間 19:30~21:00

ばしょ 場所：倉吉市人権文化センター 2階 かい だいかいぎしつ 大会議室

Would you like to learn Japanese with us?
Please feel free to come!



令和5年度 第3回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

障がいがある人の人権

自分らしく生きる

開催日 2023年 9月2日(土) 13:30~15:30

場 所 倉吉交流プラザ視聴覚ホール

講 師 まつかわ ともみさん
安達 賢さん(株式会社 サンライズさんこう)

※インターネット配信には事前申込みが必要です。(しめきり 8月30日)

問い合わせ：倉吉市人権政策課 電話0858-22-8130

倉吉市人権文化センターだより

2023年9月1日 発行 No.152号

発行所：倉吉市人権文化センター

住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

ますな

9月1日は防災の日

近年、いままでに経験したことのないような大雨や台風による水害・崖崩れ・家の倒壊など、予想もつかないような災害が起きています。

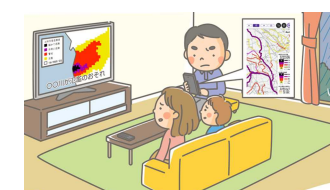
備えは十分でしょうか。大丈夫と思っていてももう一度、避難について備えの確認をしていきましょう。日頃から地域で話し合ったり訓練をしたりして災害から身を守りましょう

避難する状況になったとき(大雨や台風が発生したら)

- 1、情報の周知(台風や大雨などテレビやラジオ、スマートフォンなどで新しい情報を確認しましょう)
- 2、避難場所の確認(町内放送やテレビの台風情報を確認して早めの避難をしましょう)
- 3、ハザードマップの確認・水が出てきたら避難をせずに自宅の二階へ移動しましょう。
- 4、避難時の持ち出しの確認(懐中電灯や飲み物など身の周りに必要なものを準備していきましょう)

懐中電灯・携帯電話の充電器・飲料水・服用の薬・タオルやティッシュ・貴重品・軽食品

- 5、近所の人たちに声をかけて避難しましょう
- 6、川が氾濫したら車での移動はやめましょう。



日頃から出来る災害時の備え

- 1、自宅や職場などの周辺ではどんな災害が起きやすいか把握しておく
(川の氾濫・崖崩れ・木々の倒木)
- 2、避難時の場所を家族で確認しておく
(家族がバラバラにならないように決めておく)



- 3、普段から声を掛け合い、困ったときはお互い様の気持ちでつながりましょう

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判控訴審

東京高裁「差別されない権利」を認める

裁判史上、歴史的・画期的判決 その2

2023年6月28日（水）東京高裁控訴審において判決の言い渡しがあり、原告が求めていた「差別されない権利」を認め、出版禁止を大幅に拡大、損害賠償も増額する画期的な判決が出されました。8月号からの続きを掲載します。



（裁判報告集会）日比谷図書文化館

弁護団報告 指宿昭一弁護士

認定事実である部落差別について踏み込んだ判断をしている。差別されない権利は、憲法13条、14条を根拠に、人は誰しも不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏に暮らす権利を有するとして、法的な利益、人格的な利益としている。判決文には「不当な扱い（差別）」と記載している。一審で

は原告の住所、本籍のみで判断したが、高裁判決は過去にさかのぼり親族を認めた。10の県に原告がいない、親せきがない県の差し止めを認めなかった。

鳥取ループと示現舎の行為は一体となった差別行為を違法行為として損害賠償を認めている。一審は、48万6500円が550万円に増額された。勇気を持った判決だ。

公表禁止の対象となる範囲が拡大され、賠償金額も増えた。何より「差別されない権利」を憲法に基づく権利だと明確に認めたことが画期的判決だ。

山本志都弁護士

はじめて裁判所が「差別されない権利」を認めた。今回の裁判は、保護される範囲、人格的利益、アウテイングとカミングアウトの違い、解放同盟の権利、損害賠償の額と範囲を訴えてきた。全体として格調の極めて高い判決だ。差別について裁判所がどう向き合うか、姿勢を示している判決と言える。

中井雅人弁護士

一審判決を添削したような判決内容だ。解放同盟の業務遂行権は認めなかった。差し止めが認められなかった県については、司法権の限界であり、立法的解決をめざさなければならぬ。

河村健夫弁護士

原告のみなさんや支援者に感謝したい。31都府県の差し止めを認めた。10の県で認められていないが、その件についても地名リストを発行することは違法だという判断が是認された。今後活用できる判例となった。

質疑

・差し止めが認められなかった10県で「全国部落調査」の発行販売ができるのか？

○やろうと思えばやれるが、違法行為なので誰かが訴えれば止めることができる。

「全国部落調査」は差別されない権利で判断した。解放同盟関係人物一覧は、プライバシー権で判断。高裁判決は部落差別の事実認定をしつかり書いている。人格的利益の侵害

を認めた。

最高裁は、憲法違反かどうか、これまでの判例違反になるかどうかだけを判断する法廷。今回の高裁判決が維持されるだろう。今回の判決を受けて、このボタンは立法院へ渡された。

閉会あいさつ 赤井隆史部落解放同盟中央書記長

今回の判決は、我々の圧倒的勝利だ。27日に法務省との交渉を行い、ブロバイダー責任制限法の改正で約款に法務省の依命通知を書き込めなにかどうかを交渉した。

高裁判決には「不当な扱い(差別)」という文言がたくさん記載されている。裁判官が部落問題を真摯に勉強して判決文を書いたことがわかる。今回の判決を立法につなぐ、そして法改正につなぐ取り組みが求められている。今回の勝利を「部落探訪」の削除要請を求める第2弾裁判闘争に勝利しよう。

判決文

判決文には、日本社会にはいまだに厳しく部落差別が存在することを

記載し、「現にインターネット上における識別情報の適時を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること等に鑑みると、情報が公表、流通することは、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安、恐れ、怯えなどをして日常生活を送ることを余儀なくされ、平穏な生活を侵害されることになるのであって、出身等の情報の公表も人格的な利益を侵害するものである(中略)」と述べています。

差し止めを認めた原告の範囲は、地裁判決は「現在の住所・本籍が被差別部落にある原告」、高裁判決は、「現在の住所・本籍、過去の住所・本籍、親族の住所・本籍、親族の過去の住所・本籍が被差別部落にある原告とし、範囲を拡大しました。出版差し止めが認められなかった10県は、愛知 静岡 山梨 岐阜 福島 福井 石川 富山 佐賀 千葉であり、原告及びその関係者がいないという理由であり、被差別部落の地名リストの出版は、どの県で

あっても、いかなる地域でも違法行為であると述べています。

損害賠償請求

一審では、総額488万6500円だったものを70万ほど増額し、総額550万円を支払えという判決になりました。原告下吉は、一審の慰謝料は、5500円でしたが、今回は16500円に増額されました。一審は下吉には、ほぼ「プライバシー権の侵害はない」という判断でしたが、「原告は一覧が公表されることによって、人格的な利益が侵害される恐れがあると認められる」と踏み込んだ判決を行っています。鳥取県内の原告は、7人で慰謝料の額は、11000円、33000円でした。(全体では、11000円、44000円)

被告鳥取ループは、

被告鳥取ループは控訴審の第2回口頭弁論で、「提訴から7年、その間に4人も裁判長が交代し極めて異例の裁判だ」、「部落問題は、情報や議論を解放同盟が独占。そのため一審判決は、政治的な理由で出版禁

止の判決が出された超法規的措置だ」、「一審判決は、憲法21条出版の自由、検閲の禁止に違反する憲法違反だ」と言い放つ。「裁判所の判決であろうと、矛盾だらけで普遍性のない判断には従えない」など言いたい放題の弁論を行った。そして、高裁判決後、鳥取ループは地裁判決後と同じように、これまでに自分が収集した被差別部落に関する識別情報や文献を「絶対に判決は受け入れないぞ」という意味で、ネット上に掲載した。

今回の高裁判決が実質の確定判決となり、最高裁はこの決定を維持すると思われる。この勝利を差別禁止法や人権侵害救済法の制定、部落差別解消推進法の差別禁止規定や罰則規定を盛り込んだ強化改正につなげていこう。そして、「部落探訪」の削除に向けた第2弾裁判闘争に弾みをつけよう。

(文責:「全国部落調査」復刻版出版事件裁判原告 下吉真一/しもよしんじ)